特集

フランスにおける派遣労働者への支援の現状 ~職業能力開発支援の取り組みを中心に~

●早稲田大学産業経営研究所・招聘研究員

はじめに

企業を取り巻く経済のグローバル化が進行し、 産業構造も転換するなか、先進諸国全般において 非正規労働者が増加しており、日本においても雇 われて働く者の3割を超えるに至っている。非正 規労働者は企業活動において不可欠な存在となっ ているが、正社員を基準に構築された日本の労働 市場の諸制度や企業の雇用慣行は、その労働条件 や処遇一特に能力開発やキャリア形成一に対し、 対応が遅れていると考えられ、今後の取り組みが 社会的に注目されている。とりわけ直接雇用の非 正規労働者と違い、就労先と雇主が異なる「外部 人材」である派遣労働者の抱える課題は、その雇 用関係の特性故に一層複雑なものとなっている。

現在、2012年施行の「改正労働者派遣法」の見 直しをめぐり議論が行われるなか、日本の派遣労 働の今後のあり方が問われている。派遣を取り巻 く規制を緩和し、派遣労働を一層柔軟な労働力と して位置付けるならば、同時にこの特殊な雇用関 係に従事する者に対する支援策を検討していく必 要があると考えられる。労働者全体のキャリア形 成の展望が不透明さを増すなか、労働者は、生涯 にわたりその能力の開発や維持を求められている。 派遣労働は就労場所以外で習得した技能・経験に 基づき機能する側面を持つため、派遣労働者の技 能形成はその所得獲得能力に大きな影響を与える と考えられるが、能力開発の機会をどこに求めれ ばいいのか、といった課題が残る。

諸外国でも同様の課題が検討されているが、本 稿ではフランスの派遣労働に対する支援の取り組 みを取り上げる。正社員の解雇規制の強いフラン スにおいても、日本同様1980年代以降、非正規労 働者が増加したが、そうした現象に対し、早い段 階から正社員とは異なる、非正規労働者の「社会 的地位」の構築が推進されてきた。労働者の雇用 形態にかかわらず、働く「個人」に対し、如何に して一定の所得保障、社会保障および能力開発機 会を付与するのか。この問いに対する一つの取り 組みとして注目に値するのが、フランスの派遣業 界における派遣労働者に対する様々な支援の仕組 みである。

以下では、フランスの派遣労働を取り巻く法規 制や派遣労働者の主な特性を確認したうえで、派 遣労働者に対しどのような支援が行われているの かを、特に職業能力開発に関する支援策を概観す ることを通じて紹介していく。そのうえで、この 事例から日本の派遣労働政策への示唆となり得る 点を整理する。

1. フランスの派遣労働の特性

フランスの派遣労働は厳しく規制されており、 労働法典に記されるその原則は、派遣が「派遣先 企業の通常かつ恒常的業務にかかわる雇用を継続 的に充用することを目的とすることも、また、結 果とすることもできない」である。そのため、派 遣の対象となる「職種」や「業種」を規制しない代わ りに、派遣が雇用契約の基本原則となる「期間の 定めのない雇用契約」の代替にならないように、 その「使用目的」や「使用期間」を制限しているとこ ろが特徴となる。

したがって、派遣の使用は(2005年には雇用政策上、訓練を目的にした派遣および就職する上で困難に直面する者の派遣を許可する事由が新たに追加されたものの)、(1)社員の欠勤・休職の代替(産休の代替等)、(2)一時的な業務量増加への対応、(3)そもそも期間の定めのない労働を使わない職種(季節労働等)のみに許可されてきた。また、派遣契約期間および契約更新回数に上限(派遣期間は更新期間を含め18ヶ月、更新は1回限り)が設けられており、同一派遣先における同一職種に関する契約の更新を行う際、2つの連続した契約の間に一定期間の経過が必要となっている。特定派遣の導入が検討されているものの、現在の派遣形態は、稼働時のみに雇用契約が発生する登録型派遣のみである。

こうした派遣の使用に関する制約の他、派遣労

働者と派遣先社員の「均等待遇」が法で定められている。派遣期間中の賃金やその他の労働条件は、派遣先企業で同様の職務に就く同等の職業資格¹の社員を下回ってはならないことになっている。さらに、派遣労働者の「不安定な身分」の補填のため、派遣労働者が受け取る総報酬額の10%に上る「契約終了時手当」および、派遣契約期間にかかわらず、総報酬額の10%に相当する「有給休暇補償手当」の支給も義務づけられている。

その結果、派遣の使用は、派遣先企業にとって コスト負担を伴うことから、その使用目的は「コスト圧縮」よりも「一時的な業務量増加への対応」、「社員の欠勤・休職の代替」といった使用事由が上位に上がっている(図1)。

続いて、フランスの派遣労働の規模に目を向けると、雇用省調査統計局によれば2012年度の派遣労働者数は常用雇用換算後52万5,058人、同年度の雇用者に占める割合は3%に達している。派遣労働者の男女比は7対3となっており、製造業・土木建設業の現場に派遣される35歳未満の男性がその主な担い手となっている(派遣労働者の25%が25歳未満の若年層で構成される)。

派遣労働を最も多く使用する産業は工業部門 (44%)であり、つづいて第三次産業 (35%)、土木建設業 (21%)といった順になる。また、派遣労働者の職業分類の構成は、使用産業を反映して生産労働者に集中しており、派遣労働者全体の8割弱を構成(内、職業資格を有する生産労働者:42.2%、無資格生産労働者:35.3%)している。生産労働者以外の派遣労働者は事務職(12.3%)、中間職(管理職以外の責任者:8.3%)、管理職(1.9%)に従事する。

^{1.} 学校の各教育段階に対応する職業資格・学位免状は個人の職業能力の証明として定着しており、企業における職種や地位にも対応しているためその社会的重要性は高い。フランスの職業能力評価制度の詳細については、中道麻子(2012)「第二章フランス」『諸外国における能力評価制度-英・仏・独・米・中・韓・EUに関する調査-』労働政策研究・研修機構資料シリーズNo. 102を参照。

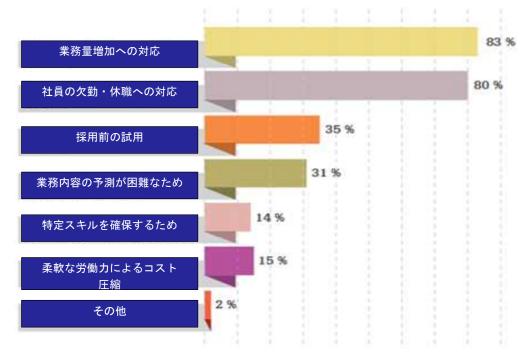


図 1 フランスの派遣先企業が派遣労働を使用する理由(2012年度、複数回答可、n不明)

出所: INSEE et Étude BVA-PRISME「有期雇用契約に関する企業調査」in PRISME(2013).

派遣労働者に対する支援の 背景および支援制度の概要

フランスにおける派遣労働者に対する取り組み の特徴は、派遣労働者の労働条件や処遇のあり方 を、労働者個人および個別企業の課題ではなく、 派遣業界および代表性を有する労働組合が当事者 となって取り組むべき課題として位置づけている 点である。

歴史的背景を振り返ると、派遣労働者に対する 現在の支援体制は、1980年代からの労使交渉を通 じて構築されてきた。当時フランスにおける職業 訓練制度は短期契約で雇用され、企業横断的に働 く派遣労働者を対象外にしていたが、フランスの 派遣労働者の多くが無資格または低資格の生産労 働者に集中していたことから失業状態に陥りやす く、職業能力を開発する機会も限られるなか、正 規雇用に移行することが困難である点が問題視さ

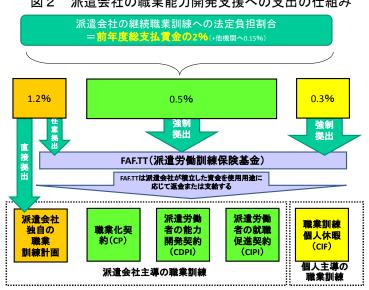
れた。また、派遣労働者の大半が生産現場で使用 されたため、その高い労災発生率も社会問題とな り、派遣労働者の事故を防止する意味でも、その 職業能力開発支援は政策的課題として位置づけら れた。

その結果、労働組合と派遣の使用者団体は1980 年代から派遣労働者の待遇改善に向けて交渉を重 ね、締結された各種協約を基に派遣労働者に一定 の権利を保障する枠組みに至った。派遣業界の使 用者団体(現PRISME)との労使交渉にあた るのが、国から認められた全国レベルで代表性を 有する5つの労働組合である。

5つの労組は労働協約の締結権限を持ち、「労 働協約拡張適用制度」に基づき、締結した労働協 約を直接の当事者でない企業と労働者にまで広げ ることができる。こうした労働組合が存在するた め、フランスの労働組合組織率は低いものの、労 働協約適用率は政令による拡張適用手続きを経て 高まる特徴を持つ。派遣労働者の職業能力開発支 援において重要な役割を果たす、労使で運営され る派遣労働訓練保険基金 (FAF. TT) も、労 使交渉の末に設立された。

そもそもフランスの企業は、従業員の職業訓練 に要する費用の負担を法的に義務付けられており、 従業員の規模によって前年度の賃金総額の0.55% から1.6%を、企業が属する業種の徴収基金に積 み立てて職業訓練に使用しなければならない。職

業訓練の財源が法的に整備され、その運用方法も 労使により取り決められている。派遣労働者に対 する職業訓練の財源は、同様に派遣会社の積立に より成り立っているが、派遣会社は他の業種の企 業よりも高い負担を義務付けられており、前年度 支払賃金総額の2.15%を基金に積み立てなければ ならない(図2)。その積立金は、派遣会社が職 業訓練を実施する度に利用できる。



派遣会社の職業能力開発支援への支出の仕組み 図 2

出所:FAF.TT資料より筆者作成.

派遣労働者に対する職業能力開発支援の内容を みると、大きく分けて派遣会社主導の職業訓練と、 労働者個人が主導する職業訓練で構成される。

まず派遣会社主導の職業訓練制度の詳細を見る と、派遣会社独自の職業訓練計画の一環として行 われる職業訓練と、派遣業界共通のルールで規定 される交互訓練契約(OFFJTと派遣先企業で の実務を交互に行う)を通じて行われる職業訓練 とがある。各制度の対象者や運用方法は表1の通 りで複雑であるが、派遣労働者に対し職業訓練を 実施する派遣会社の動機づけとしては、積み立て た資金を所定の返金手続きを通じて年度内に活用

しなければ基金の共済に移管され、返金請求が不 可能となるといった点が挙げられる。

さらに、派遣労働者への訓練を通じて、派遣会 社は顧客企業のニーズに対応することができ、そ の人材ニーズに沿ったスキル養成が可能となるた め、他社との差別化の要因になる。派遣会社は顧 客企業、および担当する地域の具体的人材ニーズ を把握した上で訓練を開始するため、訓練を受け た派遣労働者の受け皿は基本的に訓練開始前に保 証されることになる。言い換えれば、派遣会社が 各種職業訓練の実施を通じて、派遣先企業の職業 訓練・採用機能を代行しているといえよう。

表 1 派遣会社主導の職業訓練制度

	職業訓練計画に 基づく訓練	職業化契約	派遣労働者の 能力開発契約	派遣労働者の 就職促進契約	
	Plan de Formation	Contrat de Professionnalisation (CP)	Contrat de Développement Professionnel des Intérimaires (CDPI)	Contrat d'Insertion Professionnelle des Intérimaires (CIPI)	
訓練受講資格	・派遣労働者として勤務した経験があること	・職業資格を保持しない16〜 25 歳の若年者 ・または26 歳以上の求職者	・職業資格レベルの低い 派遣労働者が対象であ り、CDPI開始前の12カ月 間の内、派遣労働者とし て450時間以上働いた者	・就職する上で困難に直面する、職業資格レベルの低い労働者が対象であり、CIPI開始前の6カ月間の内、派遣労働者として210時間働いた者、長期失業者、就業経験のない若年者等	
訓練・契約の目的	派遣先企業の職種への 適応職業能力開発	・企業外の職業訓練(OFF- JT)と派遣先企業での実務 (OJT)を交互に実施すること により、受講者の雇用される 能力を高める ・公的職業資格,業種で認定さ れている資格の取得を目指す	・能力水準の向上を通じ て、労働者を派遣できる 職種の範囲を広げる	・能力水準の向上を通じて失 業者の就職を促進する	
手続の手順		派遣労働者と派遣会社の間に 以下の契約が締結される: ・派遣会社は労働者が取り組 む職業訓練と関連する派遣契 約を提供することを約束する ・その代わり、労働者はその 派遣会社の提供する派遣契約 に従事し、予定された職業訓 練を受けて必要な試験等を受 けることを約束する	・派遣会社はCDPI修了後の3カ月以内にCDPIで取得した資格に合った派遣契約を提供することを約束する・その代わり、派遣労働者は職業訓練を受講することを約束し、提示された派遣契約を受け入れることを約束する	労働者と派遣会社の間に以下の契約が締結される: ・派遣会社は労働者が取組む職業訓練と関連する派遣契約を提供することを約束する・その代わり、労働者はその派遣会社の提供する派遣契約に従事し、予定された職業訓練を受けて必要な試験等を受けることを約束する	
訓練・契約の期間	数時間	6 カ月から24ヶ月	175~450時間	175~450時間職業訓練と派遣 契約を交互に実施し、職業訓 練は210~420時間	
訓練・契約期間中の報酬	職業訓練期間中の賃金補 慣:訓練開始前の最後の 派遣契約時に支給された 報酬が基礎となる	職業訓練期間中の賃金補償: ・21歳未満の派遣労働者:最低賃金の55% ・21歳以上25歳以下の派遣労働者:最低賃金の70% ・26歳以上の派遣労働者:最低賃金の100% ・派遣契約期間中の賃金:通常の派遣に基づく報酬が支払われる	・職業訓練期間中の賃金 補償:CDPI請求前の最後 の派遣契約時に支給され た報酬が基礎となる ・派遣期間中の賃金:通 常の派遣契約に基づく報 酬が支払われる	・職業訓練期間中の賃金補 償:最低賃金に相当する額 ・派遣期間中の賃金:通常の 派遣契約に基づく報酬が支払 われる	
職業訓練費用・賃金補償の負担	基本的に派遣会社負担だが、FAF.TTに任意拠出した積立金がある場合、FAF.TTより返金が行われる	FAF. TTが一部負担する:職業 訓練1時間に対し、€18を派遣 会社に支給/返金	FAF. TTが一部負担する: 職業訓練1時間に対し、 €21を派遣会社に支給/返 金	FAF. TTが一部負担する:職業 訓練1時間に対し、€21を派遣 会社に支給/返金	
FAF. TT の2012年度の実績: 訓練受講者合計 (派遣労働者)	33, 360人	3, 428人	3,824人	2,748人	

出所: FAF. TT(2013).

積立金の返金申請の際、重要と考えられる点は、 積立金の返金が受けられる職業訓練の定義にある。 派遣会社は訓練費徴収基金に事前に積み立てた資 金を、訓練を実施する前に返金を申請するのだが、 返金してもらうためには職業訓練は次の条件を満 たす必要がある:

- ① 職業訓練が生産現場外の場所において実施されること
- ② 職業訓練を通じて取得される能力が、企業特殊的ではなく、汎用性のある能力であること
- ③ 職業訓練は少なくとも6時間実施されること
- ④ 職業訓練は、専門の指導員によって実施されること(職業訓練は企業ではなく、労働者個人のためであるため、労働者は生産と同時に訓練を受けることができない)

返金対象の職業訓練として認められる訓練は基本的にOFFJTとなるため、仮に積立金の返金を申請した職業訓練が生産と同時に実施されて発覚した場合は、労災発生時に労災が認定されず、

企業に罰金が課せられるといった罰則規定も設け られている。

上記のような派遣会社主導の職業訓練とは別に、派遣労働者に対する職業能力開発支援のもう一つの柱は、派遣労働者個人が主導する職業訓練である(表2)。

派遣労働者に対し、その自己啓発意欲を尊重し、 それを直接的に支援する仕組みが整備されている。 派遣労働者が職業訓練を個人的に申請するために は、基本的に派遣労働者として一定の労働時間を 蓄積しなければならず、派遣労働者が訓練受領資 格を有するということは、相当な時間を派遣労働 に従事しており、既に派遣業界に貢献しているこ とを意味する。派遣会社にとって派遣労働者への 職業訓練投資が回収困難である可能性が高く、そ れを限定したいとの考えがあるなか、フランスの 仕組みは教育投資を「事前に回収できる」側面を 持ち、同システムは、労働者に派遣に従事するイ ンセンティブを与えながら派遣会社の労働力確保 を促進する機能も担っていると考えられる。

表 2 派遣労働者主導の職業訓練

	職業訓練個人休暇	職業訓練への個人の権利	能力評価休暇	職業経験認定休暇
	CIF	DIF	CBC	VAE
	Congé Individuel de	Droit Individuel à la	Congé Bilan de	Congé de Validation des
	Formation	Formation	Compétences	Acquis de l'Expérience
応募資格	・CIF申請日から直近18	・直近24ヶ月の間派遣労働者	・雇用形態にかかわらず	直近12ヶ月の間に派遣労働者
	カ月の間、派遣労働者と	として2700時間以上働き、そ	雇用者として5年以上の	として1200時間以上働いた者
	して1600時間以上働いて	の内少なくとも2100時間をDIF	職業経験を有し、その内	
	いること	を請求するときに所属する派	CBC申請時から直近15ヶ	
	その内600時間がCIF請	遣会社で派遣労働者として働	月の間派遣労働者として	
	求時に所属する派遣会社	いた者	少なくとも1600時間以上	
	で働いていること		CBC申請時に所属する派	
			遣会社で働いた者	
職業訓練制度の目的	・職種・業種の転換、国	・CBCまたはVAEの実施	公的認可機関でのキャリ	派遣労働者の現時点までの職
	家資格・業種認定資格の		アカウンセリングを通じ	業経験を資格の形で認定する
	取得を目指す		て:	ことを目的とする
			過去の職業経験を評価	⇒職業経験によって得た技能
			する	を、該当機関の試験を受ける
			現在の希望を明らかに	ことによって、職業資格を取
			する	得することができる
			・現時点保有する能力を	
			評価する	
			⇒その結果、必要な能力	
			開発を明確にし、本人の	
			希望等によっては職業訓	
			練計画に取り組むことに	
			なる	
職業訓練の期間	パートタイムで受ける	・労働時間2700時間ごとに40	・最長24時間	・最長24時間
	職業訓練:最長1200時間	時間、最長120時間		
	フルタイムで受ける職			
	業訓練:最長1年			
職業訓練期間中の	・CIF請求前の最後の派	・DIF請求前の最後の派遣契約	・CBC中の報酬はFAF.TTが	・DIFの一環としてVAEを取得
賃金負担	遣契約時に支給された報	時に支給された報酬が基礎と	負担する	する場合、派遣会社が負担す
	酬が基礎となり、報酬の	なり、時給の50%が派遣会社	・報酬の算定基礎は直近	る
	8割から全額が支給され	により支給される(派遣会社	12ヶ月間の平均月収であ	・CIFの一環としてVAEを取得
	る	負担である)	る	する場合、FAF.TTが負担する
	賃金補償は派遣会社が		・派遣会社が立て替えた	
	立替、FAF. TTが派遣会社		休暇分の補償をFAF.TTに	
	に払い戻す		請求する	
職業訓練費の負担	FAF.TTが負担する(訓練	派遣会社が負担する	FAF.TTが負担する(上限	・DIFの一環としてVAEを取得
	機関に直接支払う)		€1525、認定機関に直接	する場合、派遣会社が負担す
			支払う)	る
				・CIFの一環としてVAEを取得
				する場合、FAF.TTが負担する
FAF. TTの2012年度の実	1,920人	NA	221人	95人
積:訓練受講者合計	1,000/	****	/	55,0
(派遣労働者)				
(水) (地力) 100 1				

出所: FAF. TT(2013).

職業能力開発支援の他に、現在派遣労働者に対し行われている支援プログラムは多岐にわたる。派遣会社からの拠出金で運営されるFASTT (派遣労働社会活動基金)による支援は、住宅確保の支援、移動/出勤に関する支援、および貸付に関する3本柱で構成される。派遣労働に伴う労

働者への様々なデメリットの最小化を目的とする 支援を具体的にみると、**表3**の通りとなっている。 支援内容は、子供のいる労働者であっても急な派 遣依頼に対応できるようにベビーシッターの補助 から、自動車等の免許の取得支援、低金利ローン の提供等となる。

表3 FASTTによる派遣労働者への支援プログラムおよび2012年度の実績

支援分野	住宅	移動/出勤	貸付
支援内容/背景	・遠隔地での派遣契約時の	・派遣先企業に出勤する際	・フィナンシャルプランナ
	宿泊先に関する支援	のレンタカー代の補助	ーのサービス提供
	・不動産手数料の半額補助	・(自動車免許を保有しな	・信用度の低い派遣労働者
	・住宅を探す際の助言	い場合) 二輪等の貸出	に対する低金利のローン提
	・派遣労働者の賃貸に係る		供
	FASTTによる保証(3		
	年が上限)		
2012年度の実績	・住宅探し支援:3,900件	・レンタカーの貸出:	・少額貸付:520件
	・不動産手数料の補助:	4,700件	• 貸付:3,840件
	1,950件	・ベビーシッター支援:	
	・賃料保証の提供:2,500件	3,000件	
	・保証金の補助提供:	・自動車免許取得に関する	
	3,800件	貸付:1,700件	

出所: PRISME (2013).

3. 日本の派遣労働政策への示唆

これまで見てきた通り、特定の企業に限定することなく企業横断的な働き方をする派遣労働者の職業能力開発という日本と共通する課題に対する施策として、フランスにおける国および業界レベルを通じた仕組みは、日本における諸施策の検討に向けて、以下の側面において参考になると考えられる。

まず、フランスの派遣労働者に対する諸制度は、

派遣労働者一特にその主たる構成員である職業資格水準の低い若年層一が、職業能力開発に際して直面する課題を踏まえて設計されている。具体的には、登録する派遣会社や各契約期間の長短にかかわらず、「派遣労働者」として就労した累積期間により職業訓練の申請要件充足が判定される点や、職業資格の取得促進および汎用性のある能力の習得を重視する訓練内容も、派遣労働者の企業横断的な働き方に合わせた仕組みとなっている点が挙げられる。

また、派遣会社主導の訓練に限らず、派遣労働者主導の訓練を支援する機能も備える仕組みは、

派遣労働者が主体的にその職業訓練やキャリア形 成に取り組む姿勢を促すことにも繋がっていると 考えられる。さらに、こうした各種職業訓練は、 派遣先企業により近い派遣会社がそのニーズを的 確に把握し、そのニーズに合った形で派遣する労 働者の能力開発に取り組むことにより、失業対策 としても機能している。住宅確保や出勤支援とい った、能力開発以外の分野においても、派遣労働 者を多方面から支援する諸制度の構築が、派遣労 働に伴う労働者へのデメリットを縮小するのに貢 献している。

他方、フランスの事例から日本の派遣労働者を 取り巻く課題への適用可能性が困難である側面ー 特に、フランスにおいては職業訓練が職業資格と 連動している点、および派遣労働を規制する機能 を持つ労働組合が存在することーも見受けられ、 そうした社会的な背景の違いも念頭に置くことが 肝要となる。具体的には、フランス企業における 賃金は職業能力水準別に決定され、賃金決定の仕 組みが企業横断的であるため、職業資格の取得や その水準向上を目指す派遣労働者への職業訓練の 効果は、派遣労働者の職種転換や雇用形態の安定 化に大きな影響を与えることができる。一方、現 在の日本においては職種別賃金体系が整備されて おらず、一般的に職業能力水準が企業に内部化さ

れているため、公的な資格の取得よりもOJTを 通じて習得する企業特殊的な技能が労働者のキャ リア形成上重要な位置づけを占めている側面も否 めない。その結果、公的な職業資格取得を重視す るフランスの派遣労働者に対する職業訓練制度の 効果は、日本においてはより限定的なものになる 可能性がある。

さらに派遣労働を規制する手法として、労働組 合や使用者団体による「社会的対話」の役割が大 きい。当事者間の交渉による業界共通のルール作 りを可能にしたのは、フランスにおける労働組合 が派遣労働者の労働条件を規制する役割を担って おり、その社会的影響力が大きいからである。労 働組合は派遣労働を取り巻く仕組みの構築に関し 当事者として活動しており、使用者団体も労使交 渉の結果が業界を規制する方向性であっても、積 極的にそれを受け入れてきた。

こうした社会的背景が異なるとはいえ、日本に おいても、派遣労働者の保護および支援を当事者 として担える機関の確立も一考に値する要素であ る。フランスを含めた諸外国の事例検証も含めて、 既存の労働組合または業界団体がその役割を引き 受けられるのかどうか、ないしは日本の社会的背 景を反映した新しい制度の構築が可能かどうかは 検討に値すると考える。

参考文献

FAF. TT (2013). Rapport d'activité 2012.

PRISME (2013). Rapport économique et social 2012.